

大学等における感染症拡大防止の ためのガイドライン（改定版）

目次

ガイドラインの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1

1 安心して学生生活を送るために・・・・・・・・・・ P. 2

- ① 大学・学生に実践していただきたい事項
- ② 授業における注意点
- ③ 課外（クラブ・サークル）活動の実施
- ④ 寄宿舍、学生寮等の利用
- ⑤ イベントの開催
- ⑥ 大学の健康管理センターの活用

2 大学施設の利用について・・・・・・・・・・ P. 5

- ① 講義室等の利用
- ② 図書館の利用
- ③ 運動場、体育館等の利用
- ④ 食堂、購買等の利用
- ⑤ その他附属施設等の利用

（参考1）新型コロナウイルス感染症拡大予防
ガイドライン（例）（標準的対策）・・・・ P. 7

（参考2）新型コロナウイルス感染症に係る影響
を受けた学生等への支援制度・・・・ P. 11

令和5年3月13日 京都府

ガイドラインの趣旨

京都府は、学生数16万人を超え、都道府県別の人口当たりの学生数は、東京を上回る日本一の大学のまちであり、また、その7割以上が府外からの入学生であることから、京都府における大学及び大学生の存在は、社会的にも、経済的にも非常に重要な位置を占めています。

京都府では、可能な限り新型コロナウイルス感染症の拡大リスクを低減させ、

①学生が安心して学業に専念できる学修環境

②教職員が安心して教育研究活動・学生支援活動に従事できる環境

③大学周辺の地域住民にも安心していただける環境

を整備するため、府内の大学等からご意見をいただき、令和2年5月に「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン」を策定し、以降3回の改定を行いました。

各大学等におかれては、本ガイドライン等を踏まえ、実情や特性に応じた感染拡大防止マニュアル等を策定し、教育活動を実施されてきたところであります。

今回、令和5年2月10日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部においてマスク着用の考え方の見直し等が示されるなど、この間、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されていることから、それらの内容も踏まえ、本ガイドラインの改定を行うことといたしました。

各大学等におかれましては、今回の改定内容をはじめ、文部科学省の定める大学運営に関する各種通知及び類似する施設又は業種のガイドライン等も踏まえ、それぞれの予防マニュアル等を随時改定し、必要な対策を実施していただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上、5類感染症に位置づけが変更された以降は、本ガイドラインは廃止するものとします。

1 安心して学生生活を送るために

学生が安心して学生生活を送るために、3密の回避をはじめとした基本的な感染防止対策を実施するなど、大学・学生に実践していただきたい事項を示す。

また、課外（クラブ・サークル）活動や授業、寄宿舍や学生寮等の学生の利用する施設やイベントにおける消毒の徹底など、感染拡大防止のための取組を講じるものとし、「まん延防止等重点措置」適用時及び「緊急事態宣言」時（以下「緊急時」という。）には、さらなる取組を実施するものとする。

なお、ワクチン・検査パッケージ等※（以下「パッケージ」とする）を適用する場合には、緊急時においても一定の行動制限の緩和を可能とする。

※令和4年1月7日の国の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定により開始された「対象者に対する全員検査」を含む。

① 大学・学生に実践していただきたい事項

学生が安心して学生生活を送るため、以下の内容を踏まえながら、感染防止対策を実施するものとする。

○大学等でひろげないために

- ・安心して学生生活を送るため、授業や研究活動、課外活動、寄宿舍・学生寮での生活について、大学等で決められた感染対策のルールを守る。
- ・毎朝の検温等、体調管理を行い、家族を含めて発熱や咳等の症状がある場合は通学を控える。
- ・飲食時には、大声は出さず、長時間に及ばないようにするなど感染対策を徹底する。
- ・感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、ワクチン接種者を含め感染の不安がある無症状者に対し、PCR等検査が無料化される事業を活用する。

緊急時には、授業や課外活動の前後などの会食を控えるとともに、「営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店等への出入り」「新入生歓迎会やクラブ・サークル等のコンパの禁止」「大人数での行動や、友人の下宿等での宿泊の禁止」「食事中も含めたマスクを外しての会話の禁止」等の禁止事項を厳守する。

また、授業終了後の学外行動について、大人数での行動を自粛するよう繰り返し指導する。

但し、緊急時であっても、パッケージ適用時には、参加者全員が行動制限の緩和対象となる場合の会食については、自粛要請を行わない。

② 授業における注意点

対面での授業を実施する場合には、大学構内への立ち入りに際して検温する、座席の間隔を空ける、また、可能な限り常時換気に努める等できる限りの感染防止対策を実施するとともに、遠隔授業との組合せや柔軟な授業時間の設定等、それぞれの大学の特性等に合わせた工夫により、大学構内での3密を回避するための取組を行う。

なお、緊急時には、大人数が集まることを避けるため、遠隔授業を積極的に活用し、一度に入構する学生数を50%以下に抑える。

(工夫例)

- ・履修状況に応じ、大人数の学生の受講が見込まれる授業については、遠隔授業とする。
- ・授業の終了時等に、感染拡大につながる行動を自粛するよう繰り返し指導する。
- ・対面授業の実施に当たっては、大学構内において複数教室での同時中継の実施（ハイフレックス型授業）や授業のコマをずらしたシラバスの設定など、学生の分散化に取り組む。
- ・遠隔授業など授業の開始時には京都府が作成した啓発動画等を流すなど、繰り返し啓発を行う。

③ 課外（クラブ・サークル）活動の実施

課外（クラブ・サークル）活動は、活動内容によっては、3密になるリスクが高いことから、活動内容に応じた活動マニュアル※を策定するとともに、課外（クラブ・サークル）活動ごとに、感染拡大防止の責任者（顧問教員等）を決め、課外活動計画申請書を提出し、責任者の許可を得る仕組みを構築する。責任者は、当該申請書について、マニュアルが守られているかをチェックし、許可するものとする。

※課外（クラブ・サークル）活動ごとに、文化系、体育系それぞれの特性を踏まえた感染拡大予防策を活動の類似する業種別ガイドラインや中央競技団体が定めるガイドラインを参考に作成し、顧問教員等の承認を得るものとする。

緊急時には、学生同士が組み合うことが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動は感染リスクが高い活動として、一時的に活動の制限又は自粛を含め検討するなど、感染症への警戒を強化すべきとされているところであるが、個々の部活動等において感染リスクの低減を図ったことを大学等が確認できる場合には、これらの活動の制限又は自粛の要請の対象とはならない（令和4年1月19日付け文部科学省事務連絡）。

同様に、他府県への合宿・遠征（対外試合等）・イベントについても、責任者の許可制とするとともに、緊急時には中止又は延期する。なお、中止又は延期できない場合には、感染防止対策として、事前にPCR検査を受検し、「陰性」であることを確認するなど、上記のとおり感染リスクの低減を図ったことを大学等が確認して行う場合は、この限りではない。

(工夫例)

- ・活動に当たっては、当日の参加者を確認する。
- ・参加者は、毎日検温し、平熱を超える発熱や咳（せき）・喉の痛み等の風邪の症状が見られる場合は活動を停止するなど、事前の検温等の健康管理や活動マニュアルの遵守を徹底する。

- ・ 課外活動のための部室、クラブボックス等は、3密の原因となるリスクが高いことから、短時間利用、少人数利用、適切な換気を徹底する。
- ・ 文化コンクール、スポーツ公式戦等への出場に当たっては、主催団体の定める感染拡大予防マニュアル等に従って行動する。

また、緊急時には、課外活動前後の会食を自粛し、その他の場合には、感染対策を十分に留意した上で、人数等に留意し、3密を徹底的に回避する。但し、緊急時であっても、パッケージ適用時には、参加者全員が行動制限の緩和対象となる場合の会食については、自粛要請を行わない。

④ 寄宿舍、学生寮等の利用

生活空間を共用していることを踏まえ、特に消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じるものとする。

(工夫例)

- ・ 居室、談話室、食堂及び浴室等の設備ごとに、類似する施設の感染拡大防止ガイドラインを参考として対策を行う。

⑤ イベントの開催

イベントは、令和5年1月27日から当面の間（感染状況に応じて見直す場合がある）、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超の催物を対象として、感染防止安全計画を策定し、京都府の確認を受けた場合には、収容定員までの入場を可能とする。感染防止安全計画を策定しない場合については、5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方が収容人数の上限となり、感染防止対策等を記載したチェックリストの作成と公表を行う。

また、緊急時で人数上限や収容率に制限が課されている場合であっても、感染防止安全計画を提出し、かつ、パッケージを適用することで、収容定員までの入場を可能とする。

※参加人数が1,000人を超えるイベントについての京都府新型コロナウイルス感染症対策本部への事前相談は不要となったが、参加人数の規模にかかわらず、引き続き十分な感染防止対策を行うこと。

(工夫例)

- ・ 入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、室内の換気、イベント会場におけるイベント参加者間の適切な距離の確保等を行う。

⑥ 大学の健康管理センターの活用

発熱や倦怠感など体調に変化が生じた場合は、大学の健康管理センターに連絡するとともに、身近な医療機関又はきょうと新型コロナ医療相談センターにいち早く相談する。

2 大学施設の利用について

大学は、多様な機能を有する総合的な施設であり、対面授業の実施に当たっては、学生等が利用する大学内の各施設について、施設ごとの特性を踏まえた必要な対策を講じるものとする。

なお、学校内（特に部活動の更衣室や体育館等）で換気が不十分だったこと等により、感染が拡大した事例も報告されていることから、CO₂センサーも活用しながら、冷暖房時でも窓開けやサーキュレーター等により換気を実施するものとする。

① 講義室等の利用

消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で対面授業を実施する。

（工夫例）

- ・講義室への着席については、可能な限り距離を確保する。
- ・持病がある等、感染した場合に重症化するリスクの高い学生に対し、可能な限り配慮を行う。

② 図書館の利用

オンラインサービスの充実を図りつつ、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じるものとする。

（工夫例）

- ・閲覧席は十分な座席の間隔を確保し、閲覧室が不足する場合は、学内の教室等での閲覧を可能とするなど、利用機会を確保する。
- ・貸出手続きの順番待ちでは、間隔を空けて整列するよう促す。
- ・利用者と対面で貸出手続き等の作業を行う場合、透明板等により、来館者との間を遮断する。
- ・その他、「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に必要な取組を行う。

③ 運動場、体育館等の利用

運動・スポーツにより呼気が激しくなることを踏まえ、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じるものとする。

（工夫例）

- ・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人と距離を空ける。
- ・強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。
- ・歩く・走る場合は、前の人の呼気の影響を避けるため、前後一直線に並ぶのではなく、並走あるいは斜め後方に位置どる。
- ・体育館等の屋内での部活動について、競技の特性に応じた定期的な換気時間を設定したり、送風機を用いた一方向の空気の流れを作る。
- ・観客を入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、人と人の十分な間隔

を確保する。

- ・各種の競技を行う場合については、中央競技団体が定めるガイドラインを参考にして必要な取組を行う。
- ・その他、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に必要な取組を行う。

④ 食堂、購買等の利用

学内の食堂や喫茶室等は、利用者間の密度が高く、対話による飛沫が発生しやすい特性を踏まえ、消毒の徹底や3密を回避するなど、感染防止対策を徹底する。

(工夫例)

- ・入退出時(入退出時の行列含む)においては、人と人との十分な間隔を確保する。
- ・食堂や喫茶室では、座席の間にパーティションを設ける、又は座席の間隔を十分に空ける。
- ・従業員と利用者の間は、透明板等を設けて遮蔽する。
- ・レジ等に並ぶ場合は、間隔を空ける。
- ・利用者には大声での会話を行わないよう周知する。
- ・従業員や出入り業者においても発熱や感冒症状がないことを確認するなど、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ・その他、「飲食料品供給」、「食堂、レストラン、喫茶店等」、「生活必需物資供給」の業種別ガイドラインを参考に必要な取組を行う。

⑤ その他附属施設等の利用

その他学部に応じて設置されている附属施設等については、それぞれ同種又は類似する施設のガイドライン又は保健所等の助言を参考に、感染拡大予防のための取組を最大限講じるものとする。

(参考1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン(例) (標準的対策)
(令和5年3月13日 京都府策定(抜粋))

3. リスクの評価

「3つの密」、「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」等を踏まえ、業界・業種の特
性に応じた感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策が重要。

○3つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)

参考: 厚生労働省チラシ「ゼロ密を目指そう！」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895877.pdf> (抜粋)

○オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策の着眼点は以下のとおり。

- ・飛沫や換気の悪い場所におけるエアロゾルによる感染が多く、これに対応した対策が重
要となる。
- ・子どもが感染しやすくなっており、学校等での感染に加え、家庭に持ち帰り、家庭内で
感染が拡大する事例が見られる。
- ・高齢者を中心に基礎疾患のある者において、オミクロン株への感染が契機となって基礎
疾患が増悪する事例が多い。

※詳細・具体的対策は下記リンク先を参照

参考: 新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策
について」(2022年2月4日)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai12/gijisidai_4.pdf

4. 全施設共通の取組

(1) 基本的な感染対策

①飛沫感染対策

<マスクの着用>

マスクの着用

(注意点)

- ・マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しなが
ら、個人の判断に委ねることを基本とすることや、本人の意思に反してマスクの着脱
を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者か
ら利用者や従業員に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。
- ・マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であるが、事業者が感染対策上又は事業
上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることが許容される。

<人と人との距離の確保>

- 人と人とが触れ合わない距離での間隔を確保

<パーティションの設置>

- レジや受付など、人と人が対面する場所で、人と人との距離が確保できない場合等は、アクリル板・透明ビニールカーテンなど（防災製品等の燃えにくい素材を使用しているものが望ましい）で遮蔽
※空気の流れを阻害しないパーティションの設置に留意すること。

<咳エチケット>

- 入場者・従業員等に対する咳エチケット（咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底

②エアロゾル感染対策

<効果的な換気>

- 「機械換気による常時換気」または「窓開け換気（可能な範囲で2方向）」
※いずれの場合も、必要な換気量目安：1人当たり換気量 30 m³/時、二酸化炭素濃度目安：おおむね 1,000ppm 以下
※HEPA フィルタ付きの空気清浄機の使用も有効

③接触感染対策

<手洗い等の手指衛生>

- 入口及び施設内に手指の消毒設備（手指消毒用アルコール等）を設置
- 入場者・従業員に対する定期的な手洗い、手指消毒の呼びかけ

<共用部の消毒>

- 設備や物品等につき、業態を踏まえた適度の消毒
（実施例）
 - ・複数の人の手が触れる場所の消毒
 - ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸等）は、適切な洗浄消毒
 - ・他の人と共用する物品や、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にすること
 - ・トイレのドアノブや便座、便座の蓋、トイレットペーパーの蓋、水洗レバー等の清拭消毒

(2) 場面ごとの感染対策の留意点

①飲食を行う施設を有する場合

<飲食時>

- 座席間隔の確保（又はパーティションの設置）
※少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。
- 手指消毒の徹底
- 換気の徹底

<ビュッフェスタイルでの飲食物提供時>

- 取り分け用のトング等を共有する場合、使用前の手指消毒の徹底（使い捨て袋の着用は求めない）

②共用部

<ごみ捨て時>

- マスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」、「ごみ袋はしっかりしばって封をする」、「ごみを捨てた後は手を洗う」

(3) 利用者・従業員等の行動管理等 について

① 集客施設・イベント等における利用者等への対策

<有症状者の入場の防止>

- 有症状者の利用自粛の呼びかけ
- 入場時の検温

② 従業員等の行動管理等

<有症状者や陽性者、濃厚接触者等の適切な扱い>

(有症状者に対する対応)

- 出勤前の検温を励行
- 有症状時は出勤しないことを呼びかけ
- 検査で陽性だった者については健康フォローアップセンターへの登録や医療機関の受診を勧奨

※65歳未満等の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能であることに留意

(医療機関・保健所からの証明書等の取得)

- 従業員等に対して、医療機関や保健所が発行する検査証明書等（療養証明書、検査陰性の証明書等）を求めないこと

<検査やワクチン接種の推進>

(職場における検査)

- 検査を管理する従業員を定めて実施すること
- 国が承認した検査キットを用いること
- 重症化リスクの高い方は、検査の実施によって受診が遅れることがないように留意すること

(ワクチン接種)

- 従業員等へのワクチン接種の有効性の発信

<海外渡航歴を有する者の出勤>

- 海外渡航歴を有する者の出勤などは、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応

参考：厚生労働省 水際対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

<テレワークの推進>

- 可能な範囲でテレワークを推奨

(4) その他

- 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮すること
- 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者、ワクチン接種を受けていない従業員が、事業場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発すること
- 回復した従業員の円滑な職場復帰のための十分な配慮を行うこと

5. 業種別ガイドラインについて

施設・業態に応じた取り組みについては、各業界団体等がまとめた業種別ガイドラインを参照の上、適切な対策を講じること。

<内閣官房ホームページ：業種別ガイドライン>

<https://corona.go.jp/guideline/>

(参考2) 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への支援制度

- 新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変したり、アルバイトができず生活が困窮している学生向けの国・京都府の支援制度をとりまとめております。感染拡大防止策と併せ、学生への支援にご活用いただくようお願いします。

<就職やアルバイトの関係でお困りの学生への相談窓口>

1. WEBを活用した相談体制・マッチング機会、新型コロナ特別就労相談窓口

対象となる方 学生を含め職を探されている方

支援内容 京都ジョブパークでは、WEBを活用したカウンセリングや企業説明会等を実施するとともに、オンラインマッチングシステムを整備し、求職者等の継続的な就労支援を実施しています。

また、新型コロナ特別就労相談窓口において、離職を余儀なくされた方や、内定取消を受けた既卒者、来春卒業予定者等に対する就労相談も実施しています。

詳しくは 京都ジョブパーク総合窓口 (TEL:075-682-8915)

2. 有償インターンシップ、アルバイトの紹介

対象となる方 京都府内の大学生・短大生・専修学校生 (留学生含む)

支援内容 京都ジョブパークで有償インターンシップやアルバイトについてのご相談や求人紹介を行っています。

(担当窓口) ※いずれも「京都ジョブパーク」内

・有償インターンシップ: 「学生就職センター」

・アルバイト: 「新卒応援ハローワーク」

留学生については、「京の留学生支援センター」が窓口となってカウンセリングの実施を行っています。

詳しくは 京都ジョブパーク総合窓口 (TEL:075-682-8915)

(留学生の方は、京の留学生支援センター (TEL:075-682-8916))

※有償インターンシップは、オンラインマッチングサイト「ジョブこねっと」でもご覧いただけます。 (<https://webjobpark.kyoto.jp/>)

<学生(世帯)向け支援制度等>

3. 高等教育の修学支援新制度

対象となる方 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方

支援内容 学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料・入学金減免等による支援を行う制度です。通常、前年度の課税標準額により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、随時申し込みができ、また、家計急変後の収入見込みにより審査されます。

・授業料等の減免 (住民税非課税世帯<第I区分>の場合)

国公立: 入学金 約28万円、授業料年額 約54万円

私立：入学金 約 26 万円、授業料年額 約 70 万円
・ 給付型奨学金の受給（住民税非課税世帯＜第 I 区分＞の場合）

国公立：自宅通学 年額約 35 万円

自宅外通学 年額約 80 万円

私立：自宅通学 年額約 46 万円

自宅外通学 年額約 91 万円

申込先 各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申し込み）

詳しくは 文部科学省

(<https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>)

4. 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ※令和 5 年 3 月末で終了

対象となる方 事業主の指示により休業した中小事業主の労働者等で、その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができなかつた方（学生アルバイトも含む）

支援内容 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により、給付金を支給する制度です。

詳しくは 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
(TEL:0120-221-276)

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>)

5. 日本学生支援機構の貸与型奨学金

対象となる方 幅広い世帯の方

支援内容 第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があり、貸与額は選択可能です。通常、前年度の収入金額等により審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない方についても、在学採用に申し込むことで支援が受けられます。

申込先 各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申し込み）

詳しくは 日本学生支援機構

(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/index.html)

6. 緊急特別無利子貸与型奨学金 ※令和5年3月末で貸与期間終了

対象となる方 アルバイト収入等減の方

支援内容 新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト収入等の大幅減少により修学が困難になっている学生等が、緊急的に新たに奨学金の貸与を希望する場合に、実質無利子で貸付を行う制度です。

申込先 各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申し込み）

詳しくは 日本学生支援機構
(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kinkyumurishi.html)

7. 日本政策金融公庫「国の教育ローン」

対象となる方 幅広い世帯の方

支援内容 「家庭の経済的負担の軽減」、「教育の機会均等」という目的のために昭和54年に創設された公的な融資制度です。学生の保護者が利用者となり、1年分まとめて融資が受けられます。

詳しくは 日本政策金融公庫 (<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>)
教育ローンコールセンター (TEL:0570-008656)

8. 生活福祉資金貸付金（福祉資金・総合支援資金）

対象となる方 低所得世帯等

支援内容 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合や、生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用が生じた場合などに、貸付を受けられる制度です。

詳しくは 各市区町村社会福祉協議会
(京都府社会福祉協議会 (<http://www.kyoshakyo.or.jp/>))

9. 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）

対象となる方 低所得世帯

支援内容 低所得世帯を対象として、大学等に就学するために必要な経費について、無利子で貸付を受けられる制度です。また、入学に際し必要な経費について、50万円以内でまとまった額の貸付も行っています。

詳しくは 各市区町村社会福祉協議会
(京都府社会福祉協議会
(<https://www.kyoshakyo.or.jp/minsei/kyouikukashituske/>))

10. 住居確保給付金

- 対象となる方** 休業等に伴う収入減により、住居を失うおそれのある方
- 支援内容** 休業等に伴う収入減少により住居を失う恐れのある方に対して、市区町村ごとに定める額を上限に、実際の家賃額を原則3ヶ月間支給する制度です。
- 申込先** 最寄りの自立相談支援機関
- 詳しくは** 厚生労働省
(<https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/index.html>)

11. 母子父子寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金・修学資金）

- 対象となる方** 母子・父子・寡婦家庭の方
- 支援内容** 母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な被服費等に必要な資金に充てる資金として、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費等に必要資金に充てる資金として貸付を受けられる制度です。
- 詳しくは** 各保健所（京都市は各区役所）
(https://www.pref.kyoto.jp/kateishien/ouen_16hitorioyakatei.html)

<雇用主が利用できる制度>

12. 雇用調整助成金

- 対象となる方** 雇用主
- 支援内容** 経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成する制度です。緊急雇用安定助成金として申請することで、雇用保険被保険者でない労働者（パート・アルバイト（学生も含む）等）にも支給することができます。
- 詳しくは** 各都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）
雇用調整助成金コールセンター（TEL:0120-603-999）
厚生労働省
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html)

<感染症の相談>

13. きょうと新型コロナ医療相談センター

発熱等症状のある方は、かかりつけ医にご相談ください。かかりつけ医のいない場合や夜間などの場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」にご連絡いただくか、府ホームページで診療・検査医療機関を確認し、事前にお電話の上、受診してください。

また、新型コロナウイルス感染症の療養終了後も、気になる症状が数週間続き、日常生活に支障をきたす場合は、「きょうと新型コロナ後遺症相談ダイヤル」にご相談ください。

詳しくは きょうと新型コロナ医療相談センター ([TEL:075-414-5487](tel:075-414-5487))
診療・検査医療機関一覧 (府ホームページ)
(https://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/shinryo_kensa.html)
きょうと新型コロナ後遺症相談ダイヤル ([TEL:075-414-5338](tel:075-414-5338))